

令和2年 第3回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年3月26日

1 日 時 令和2年3月26日(木) 午後3時～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件  
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第6号 農地法第18号第6号の規定による届出の件  
報告第7号 平成31年農地賃借料情報の件  
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件  
議案第15号 令和2年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件

4 欠席委員 4番 大木 久士 委員、8番 雨宮 行比古 委員、13番 小林 一彦 委員

5 議事録署名委員 1番 花田 弘樹 委員、2番 柘津 豊 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時52分

【事務局長】 それでは定刻となりましたので、令和2年第3回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願い致します。

【内藤副会長】 (あいさつ)

それでは令和2年第3回の甲斐市農業委員会を開会致します。よろしくご審議お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

会長よろしく申し上げます。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それでは引き続き議長の座に就かさせていただきます。

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

---

(日程第1  
議事録署名委員の  
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、1番花田委員と2番柘津委員を指名致します。

---

(日程第2  
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま

	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
【議長】	異議がありませんので、本日1日と決定致します。
(日程第3議事) (報告第4号)	
【議長】	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第4号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号1番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>本日は新型コロナウイルス感染防止予防のため、できる限り時間の短縮を考えております。説明につきましては通常より短くさせていただきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。</p> <p>それでは資料1ページの番号1番をお願いします。農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。</p> <p>地図は1ページです。●●番地、面積28㎡他1筆合計510㎡を、●●さんが宅地拡張のための届出が出ています。</p> <p>説明は以上です</p>
【議長】	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。</p> <p>質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
(議案第5号)	
【議長】	<p>次に報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号5番、6番、8番の説明を求めます。</p>

【事務局】

はい、議長。

資料 2 ページになります。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 5 番、地図は 2 ページになります。

●●番地、面積 0.78 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,279.78 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 5 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 6 番、地図は 3 ページです。

●●番地、面積 883 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、宅地分譲 4 区画にするための届出が出ています。

続きまして、番号 8 番、地図は 4 ページでございます。

●●番地、面積 319 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第 6 号)

【議長】

次に報告第 6 号、農地法第 18 条第 6 号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 3 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 3 ページをお願いします。地図は 5 ページになります。

●●番地、面積 403 m<sup>2</sup>を、貸人が●●さん、借人が●●さんです。解

約届出日は令和2年2月26日です。こちらは平成31年4月から5年の契約でしたが解約したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(議案第7号)

【議長】

次の議事に移ります。報告第7号、平成31年農地賃借料情報の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

報告第7号、平成31年農地賃借料情報の件を上程致します。

事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

報告第7号、平成31年農地賃借料情報の件について報告させていただきます。お手元の資料4ページをご覧ください。

平成31年1月から令和元年12月までの1年間の利用権設定における賃借料を資料に沿って報告します。

水稲件数42件、平均額1,671円、最高額15,000円、最低額2,720円、普通畑件数56件、平均額2,462円、最高額13,850円、最低額2,398円、樹園地(果樹)件数58件、平均額9,555円、最高額30,248円、最低額4,992円、樹園地(その他)件数8件、平均額192円、最高額633円、最低額208円でした。

また単年のみでは情報が不足することもありますので、平成27年から5年間分の賃借料も提示しております。

水稲件数247件、平均額5,286円、最高額27,362円、最低額2,697円、普通畑件数233件、平均額4,358円、最高額24,038円、最低額420円、樹園地(果樹)件数137件、平均額9,841円、最高額39,392円、最低額4,937円、樹園地(その他)件数85件、平均額5,321円、最高額

	<p>14,494 円、最低額 208 円でした。 以上で報告を終わります。</p>
【議長】	<p>事務局の説明が終わりました。 この案件につきましても報告事項であります。 質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p>
【議長】	<p>質問がないようですので、本件の報告を終了致します。</p>
-----	
(議案第 11 号)	
【議長】	<p>次の議案に移ります。議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。 事務局に番号 4 番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。 資料 5 ページをお願いします。番号 4 番、地図は 6 ページをお願いします。</p> <p>●●番地、面積 115 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 5,610 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。 農地法施行令第 2 条に不許可の例外として、社会福祉事業を行う目的で設置された社会福祉法人がその業務の運営に必要な施設用地として使用すると認められる場合に農地法 3 条の許可をすることができるとあります。農作物の栽培収穫を治療やリハビリの一環として実施しております。写真は北側から撮影したものです。 説明は以上になります。</p>
【議長】	<p>説明が終わりました。現地調査の報告につきまして、7 番矢崎委員にお願い致します。</p>
【矢崎委員】	<p>7 番の矢崎です。 去る 18 日に会長、事務局の方と現地を見ましたが、特別問題はないと思いますし、きれいな土地ですのでご審議の程よろしく願います。</p>
【議長】	<p>次に高山推進委員に意見を求めます。</p>

- 【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。  
矢崎委員と同じく問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願  
い  
します。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
  
(なしの声)
- 【議長】 質問がないようでございます。番号4番を許可することにご異議ござ  
い  
いませんか。  
  
(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。  
  
次に事務局に番号5番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。  
続きまして番号5番をお願いします。地図は7ページをお願いします  
す。  
●●番地、面積81㎡を、●●さんが、●●さんに有償移転により経営  
地拡大のための許可申請が出ています。譲受人の経営面積は10,888㎡  
で、下限面積の30aを満たしております。申請地で野菜の作付けを予定し  
ています。写真は南西側から撮影したものです。  
説明は以上です。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。  
次に現地調査の報告を11番中澤委員にお願い致します。
- 【中澤委員】 11番中澤です。  
今月18日に会長、事務局、推進委員の方々と調査に行きました。この  
土地は4月に現地調査をしました隣接した農地で、野菜を植え付ける  
ということでございますので、審議の程よろしくお願  
い  
します。
- 【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。



- 【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。  
中澤委員の言ったとおり何ら問題はないと思いますので、ご審議の程  
よろしくをお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
  
(なしの声)
- 【議長】 質問がないようですので、番号5番を許可することにご異議ございま  
せんか。  
  
(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することと決定致します。  
  
続いて議案に移りますが、この議案事項は●●委員の関連の案件とな  
りますので、●●委員にはしばらくの間、退席をお願いします。  
  
(●●委員退席)
- 【議長】 それでは事務局に番号6番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長。  
番号6番をお願いします。地図は8ページになります。  
●●番地、面積1,178㎡他1筆合計1,325㎡を、●●さんが、下へ行  
きまして  
●●番地、面積330㎡を、●●さんが、●●さんに有償移転により経  
営地拡大のための許可申請が出ています。譲受人の経営面積は4,911㎡  
で、下限面積の30aを満たしております。申請地で水稻の作付けを予定し  
ています。写真は東側から撮影したものです。  
説明は以上になります。
- 【議長】 事務局の説明が終わりました。  
次に現地調査の報告につきまして16番小宮山委員にお願いを致しま  
す。
- 【小宮山委員】 はい。16番小宮山でございます。

18日に会長以下、関係者と現地調査を行いました。  
現地は住宅地に囲まれている所でございますが、何ら問題はないと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に山田推進委員に意見を求めます。

【山田推進委員】 はい。推進委員の山田です。  
先程の小宮山委員さんの説明のとおりです。よろしくご審議ください。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号6番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。  
●●委員の入室を認めます。

(●●委員入室)

【議長】 ●●委員に報告を致します。  
番号6番は許可されましたのでお知らせ致します。

【●●委員】 ありがとうございます。

---

(議案第12号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。  
議案第12号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。  
事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。  
6ページをお願いします。番号3番、地図は9ページになります。

●●番地、面積 431 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1,120 m<sup>2</sup>を、●●さんが学校用地、滑走路にするための許可申請が出ています。申請地は 10a 未満の集団農地で第 2 種農地と判断することができます。申請書に添付された土地利用計画書、経過理由書等から問題はないと考えられます。

補足説明です。申請人は昭和 56 年、63 年に時効取得した土地について、農地法の許可が必要ないと誤解をしており、是正のための申請に至りました。写真は東側から撮影したものです。

今回の是正指導の結果ですが、本案件と議案第 13 号農地法第 5 条の許可申請案件の番号 9 番と関係がありますので、併せて審議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明がありましたとおり、この案件につきましては、この後上程する議案第 13 号農地法第 5 条の許可申請の案件と関係があるものになりますので、併せて審議することにします。

事務局に番号 9 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

では 5 条になります。7 ページをお願いします。番号 9 番です。地図は 12 ページと 13 ページです。

●●番地、面積 216 m<sup>2</sup>、次のページ 8 ページへ行きまして、合計で 9 筆 1,717 m<sup>2</sup>を●●さんが、

下へ行きまして、●●番地、18 m<sup>2</sup>を●●さんが、●●さんに所有権移転により学校用地にするための許可申請が出ています。

申請地は農地の連たんが 10ha 未満の第 2 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、土地利用計画図などから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲渡人と譲受人の間で使用貸借契約をしていましたが、農地法を誤認していたため、転用の指導を行い、許可申請に至りました。経過理由書の添付もあります。写真は北側、東側、北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

それでは現地調査の報告につきまして、2 番祢津委員にお願い致します。

【衞津委員】

はい。2番衞津豊です。

過日18日に事務局と会長さんなどと現地調査をしました。過去のことで事後処理のようなことなので、農地という感覚のものは見られなくて、事務局の説明のとおりで、誤認により申請ができなかったことに対して、ここでけりをつけることで立ち会ったという感覚であります。以上ですがよろしく審議してください。

【議長】

続きまして高橋推進委員に意見を求めます。

【高橋推進委員】

推進委員の高橋です。

何ら問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、議案第12号農地法第4条第1項の許可申請の件3番と議案第13号農地法第5条第1項による許可申請の件9番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続いて番号4番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

引き続きまして6ページをお願いします。番号4番になります。地図は10ページをお願いします。

●●番地、322㎡を、●●さんが農家住宅として、農作業車置場にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり住宅等が連たんする区域で第3種農地を判断することができます。申請書に添付された土地利用計画書、必要面積検討表、資金証明書等から問題はないと考えられます。

補足説明です。農家住宅として、隣接に倉庫を建築してトラクター、コンバイン、田植え機等を置く予定です。写真は南側から撮影したもの

です。

説明は以上になります。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告につきまして、6 番飯室委員にお願い致します。

【飯室委員】

はい、6 番飯室です。

18日に会長、事務局と現地調査を行いまして、先月もこの近くの土地で太陽光発電の申請が上がって許可が出ていますが、前が父親の家で、画面の右側が川になっていて、近所には迷惑がかからないと思いますので、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

【議長】

次に中村推進委員に意見を求めます。

【中村（征）

推進委員の中村です。

推進委員】

飯室委員さんのおっしゃったとおり何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【事務局】

質問がないようですので、番号4番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

(議案第13号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の7ページをお願い致します。番号8番、地図は11ページをお

願います。

●●番地、57㎡他2筆合計322㎡を、●●さんが、●●さんに所有権移転により貸駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、必要面積検討表などから問題はないと考えられます。

補足説明です。譲受人が貸駐車場として整備する計画で、近くに本社がある●●さんが契約予定です。砕石敷きで雨水は自然浸透の計画です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上になります。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして1番花田委員にお願いを致します。

【花田委員】 はい、1番花田です。

去る18日に会長、事務局と視察を行いました。ご覧のとおり梅畑ですが、住宅の真ん中くらいに位置するようになって、駐車場にするのも致し方ないのかなと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 続いて輿石推進委員に意見を求めます。

【輿石推進委員】 はい、推進委員の輿石です。

何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号8番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 10 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

8 ページをお願いします。番号 10 番、地図は 14 ページになります。

●●番地、面積 224 m<sup>2</sup>、次のページへ行きまして、合計で 21 筆 3,629.47 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、建売分譲にするため許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんし、概ね北側が第 3 種農地と南側が 2 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、開発許可申請書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。全体の面積は 5,071 m<sup>2</sup>で、内農地が 3,629.47 m<sup>2</sup>です。建売分譲 18 区画の計画で、1 区画の敷地面積は 198 m<sup>2</sup>～208 m<sup>2</sup>で、給排水は南側の上下水道本管に接続予定です。写真は北側、東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【事務局】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては 4 番大木委員にお願いをするところですが、都合により欠席をしておりますので、私も現地調査に出席しておりますから、私の方からお話をしたいと思います。

この地域は龍地の大溜池の水を使っております。流末中の流末でございまして、毎年毎年水の問題が提起されている所でございます。現実的に田んぼは無理で畑として使っていることで、畑も面積が大きいですから耕作されていない所も多々あります。集落が押し寄せている所でございまして、耕作者からするとこれ以上は無理なのかなと判断せざるを得ないと思っております。ご審議をいただければと思います。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

只今、今村会長の報告とおりの問題はないと考えております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 よろしいでしょうか、番号 10 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 11 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の 10 ページをお願いします。番号 11 番、地図は 15 ページをお願いします。

●●番地、面積 151 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さん・●●さんに所有権移転により店舗にするための許可申請が出ています。

申請地は用途区域で第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。雑貨・喫茶店を計画しておりまして、その建設のための許可申請です。建築面積は 53 m<sup>2</sup>、給排水は北側の上下水道本管に接続予定です。写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては 4 番大木委員にお願いをするところですが、欠席をしておりますので、私の方から説明したいと思います。

写真を見てもらうと分かると思いますが、県道敷島葦崎線、白い建物が●●の建物でございまして、手前側が石積みになっていまして、用途としては限定される場所ということが一点、農地として使用するのには適していないということ考えざるを得ませんでした。従ってこの案件については、認めて参りたいなと思っています。

それでは次に石川推進委員に意見を求めたいと思います。



【石川推進委員】

推進委員の石川です。

只今、今村会長の報告のとおり、何ら問題はないと考えております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 11 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号 12 番～15 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 12 番～15 番でございますが、進入路の関係や奥の案件が手前が許可にならないと他の計画が進まないこと、また過去の経緯から関連がありますので、一括して説明させていただきます。

番号 12 番でございます。地図は 16 ページです。

●●番地、760 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、太陽光パネル設置のための許可申請が出ています。

申請地は 10ha 未満の集団農地、集落接続があり第 2 種農地と判断することができます。パネル 352 枚、パネル面積が 576 m<sup>2</sup>です。

続きまして、番号 13 番です。こちらも地図は 16 ページです。

●●番地、745 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、太陽光パネル設置のための許可申請が出ています。

申請地は 10ha 未満の集団農地、集落接続があり、こちらも第 2 種農地と判断することができます。パネルは 360 枚、589 m<sup>2</sup>です。

続きまして、番号 14 番。

●●番地、707 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに同じく所有権移転により、太陽光パネル設置のための許可申請が出ています。

同じく第2種農地と判断することができます。パネルは300枚、495㎡です。

次のページ11ページへ行きまして、番号15番。

●●番地、591㎡を、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、634㎡、●●さんが、合計で1,225㎡を、●●さんに同じく太陽光パネル設置のための許可申請が出ています。

こちらも第2種農地と判断することができます。パネルは360枚、601㎡です。

いずれも雨水は自然浸透で周囲には1.5～1.8mのフェンスを設置予定です。写真は北側から撮影したものです。

補足説明になります。こちらは平成25年頃、●●が無断又は所有者に土を少し置かせてほしいなどと話をして大量の土を持ち込み、整地をした上で、その後プレハブの事務所、資材置場・車両置き場として無断で占有・使用をしている状態でありました。

度重なる指導を行いました。県と一緒に指導を行っておりましたが、脅迫的かつ暴力的で、担当者が監禁されたこともございました。警察にも相談をした経過もありました。

その後、平成28年に●●から口頭で現状復旧するとの申し出がありましたが、改善されませんでした。

平成30年に所有者が裁判を起こし、昨年判決が出てようやく退去が完了しました。

今回は経過理由書を添付した上での許可申請となりました。説明は以上になります。

【議長】 事務局の説明にありましたとおり、この4案件につきましては併せて審議することにします。

それでは現地調査の報告につきまして9番齋藤委員にお願いを致します。

【齋藤委員】 はい、9番齋藤です。

今、事務局から説明のあったとおり、何年も前から問題のあった土地であったのですが、場所的には●●の南側ですが、問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】

推進委員の坂本です。

18日の現地調査には立ち会えなかったのですが、毎日散歩する所でございまして、長い間違法で使われていた所が正式に許可を取るということで、よろしくご審議の程お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号12番～15番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号16番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号16番をお願い致します。地図は17ページをお願いします。

●●番地、338㎡他1筆合計424㎡を、●●さん・●●さんが、●●さん・●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするため許可申請が出ています。

集落接続があり、住宅等が連たんする第3種農地と判断することができます。一般基準については申請書に添付された資金証明書、開発許可申請書、隣接耕作者の同意等から問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積は92㎡、給排水は南側の上下水道本管に接続予定です。写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして9番齋藤委員をお願いを致します。

【齋藤委員】

はい、9番齋藤です。

この件も3月18日に現地調査をしまして、2年程前に現在宅地になっ

ている隣が申請がたまして、何の問題がないと思います。よろしくお願  
いします。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。  
齋藤委員の報告のとおり、何ら問題はないと思います。よろしくお願  
いします。

【議長】 それでは質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 16 番につきまして許可相当とするこ  
とにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致しま  
す。

続きまして、番号 17 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 17 番をお願いします。地図は 18 ページになります。

●●番地、面積 1,216 m<sup>2</sup>、次のページへ行きまして、他 5 筆、合計  
4,576 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに所有権移転により、建売分譲にす  
るため許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、10ha 未満の集団農地で第 2 種農地と判断す  
ることができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画  
書、資金証明書、開発許可申請書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書な  
どから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 15 区画の計画で、1 区画の敷地面積は 201 m<sup>2</sup>  
～272 m<sup>2</sup>で、給水は南側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽から隣  
接水路に接続予定です。

写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告につきましては私の担当地区になりますので、報告をさせていただきます。

写真の手前が広域農道でございまして、右上に白いフェンスが見えますが、中央道の側道です。ここで作物は作っていないのですが、雑草等につきましてはきれいに除草されて管理されてきました。特に問題はないと判断しております。よろしく申し上げます。

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川です。

今村会長の報告とおり何ら問題はないと考えております。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 17 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

-----  
(議案第 14 号)

【議長】

次の案件に移ります。

議案第 14 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 10 番～17 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 13 ページをお願いします。地図は 19 ページをお願いします。

番号 10 番、●●番地、面積 1,308 m<sup>2</sup>を、●●さんが、下へ行きまして、番号 11 番、地図は 20 ページです。●●番地、面積 403 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 833 m<sup>2</sup>を、●●さんが、●●さんに田及び畑を 10 年間、新規で貸し

付ける計画が出されました。小作料は10aあたり9,000円で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号12番、地図は21ページでございます。

●●番地、900㎡他1筆合計1,694㎡を、●●さんが、●●さんに田を3年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

続きまして、次のページへ行きまして、番号13番、地図は22ページでございます。

●●番地、面積10,117㎡を、●●さんが、●●さんに畑を10年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は10aあたり20,000円で、トマト・オクラの作付けを予定しています。

続きまして、番号14番、地図は24ページでございます。

●●番地、面積744㎡を、●●さんが、●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は10aあたり13,441円で、ヤハタイモ等の作付けを予定しています。

続きまして、番号15番、地図は24ページになります。

●●番地、面積1,097㎡を、●●さんが、●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

続きまして、次のページ15ページに行きまして、番号16番、地図は25ページになります。

●●番地、面積1,050㎡を、●●さんが、●●さんに田を10年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、野菜の作付けを予定しています。

続きまして、番号17番、地図は26ページになります。

●●番地、面積323㎡他3筆合計1,097㎡を、●●さんが、●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で、水稲の作付けを予定しています。

説明は以上です。

【議長】

説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定ですので、

特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思えます。

特に質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

質問がないようですので、番号 10 番～17 番を承認することに決定致します。

(議案第 15 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第 15 号、令和 2 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい。

資料 16 ページをご覧ください。議案第 15 号、令和 2 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件について、これから農繁期を迎えるのにあたり、農作業をお願いした時の賃金の標準額を農地法の第 52 条に基づいて、農業者への情報提供を目的に市の農業委員会として、毎年この時期に取り決めて公表しているものになります。

別紙の令和 2 年度甲斐市農繁期労働賃金検討資料を本日、机の上に置かせていただいた資料になりますので、そちらも併せてご覧ください。そちらの資料が先月 2 月になりますが、運営委員会で検討した参考資料となります。今年については社会情勢に大きな変動がないこと、また近隣市町村でも大きな見直しがない状況ですので、一部を除き昨年と同額で提出させていただきました。

変更させていただいた点は成苗・育苗のところですが、山梨みらい農協、梨北農協に確認したところ、山梨みらい農協では合併また増税のため、梨北農協は増税のため、このような金額となりました。なお下の備考の最後の項目に農作業の料金は当人同士が協議の上、納得した料金で設定してくださいと表示させていただき、この表はあくまで標準額であり、最終的には相対で決めていただくこととなります。

農業者への皆様には広報の 5 月号とホームページにて周知させていただく予定です。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(質問なし)

【議長】 質問がないようでございますので、農繁期労働賃金の件については、この案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし声)

【議長】 異議がないようですので、本案件のとおり決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。  
小宮山副会長より閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして第3回の総会を終わりたいと思います。  
ご苦勞様でした。

午後3時52分 閉会